

市民活動スペースの利用方法等に関する検討について

現在、「(仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営計画」の策定に向け、既に策定している「(仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営基本方針」をベースとし、維持管理業務の体制や業務内容、多目的室を始めとした市民活動スペースの貸出管理に関する事項など、管理運営に直接関連する内容について、具体的な諸手続きの進め方や業務計画の考え方などを検討しているところである。

また、令和2年11月に、「(仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営計画策定委員会」を設置できるよう補正予算を計上し、市民参画を踏まえた議論を進めていく予定である。開催時期は、令和2年11月～令和3年7月の間で、6回程度開催する。進め方としては、「(仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営計画(素案)」を事務局で作成した上で、同策定委員会にお示しし、意見を伺う。同策定委員会における具体的な市民活動スペースの貸出管理に関する検討内容としては、次のとおりである。

- ・多目的室やマルチスペース等の貸出日、貸出時間
- ・多目的室やマルチスペース等の諸室の利用想定(各諸室がどのような用途での利用が可能かなどの検討)
- ・多目的室やマルチスペース等の利用時間区分・利用者登録・利用手続き(優先予約の考え方含む)・利用料金(減免の考え方含む) など

【(仮称) 新福祉社会館マルチスペースについての検討】

また、同策定委員会ではマルチスペースの使い方についても検討する。マルチスペースについては、来館者等の交流やにぎわいを創出するスペースとして多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場として、各種展示やイベント会場等としても広く多目的に活動できるよう、貸出も行う想定である。現状の具体的な活用事例は、次のとおりである。

- ・市民の憩いの場(待合スペース)
- ・福祉売店スペース
- ・多目的室の利用団体等の発表の場としての展示会場
- ・(仮称) 新福祉社会館まつりや市民活動まつり等、イベント会場 など

なお、マルチスペースなどの市民活動スペースについては、様々な利用方法が想定されることから、(仮称) 新福祉社会館開館後は、利用者からの意見・要望を把握できるよう、市民アンケートや利用者懇談会等を実施し、併せて、その意見を有効に施設の管理運営にフィードバックする仕組みについても、同策定委員会で検討する。

以上を踏まえ、今年度開催されるこがねいミーティングでは、実施設計に直接関わるマルチスペース等における展示の設えについてご議論いただき、そこでの意見、上記策定委員会での意見を踏まえ、管理運営計画の策定を進めていくこととしたい。